

## 解題

戒田 栄

- 1 名称 新居郡松神子村小野家文書
- 2 旧蔵者 新居浜市田ノ上小野祥治
- 3 旧蔵地 新居郡松神子村

松神子村は燧灘に面した海岸低地である。東は多喜浜西分、西は宇高村、南は郷村、北は垣生村を境する（西条誌による）。当家所蔵の慶安元年検地帳（写）によれば、当村の本高 395 石 1 斗と記し、その検地の年は不詳であるが、領主一柳直興が正保 5 年から行った「一柳検地」によるものであろう。その後万治 3 年、寛文 10 年、延宝 5 年、宝永 2 年に主なる新田が開発されて、高 547 石 2 斗 5 升 5 合に増加した（安永 7 年）。

田畠の構成は慶安元年の検地帳によれば、本田の面積は 24 町 6 反 4 畝 21 歩、本畠は 20 町 2 反 3 畝 16 歩であったが、その後、新田 20 町 1 反 8 畝 9 歩、新畠 2 町 2 反 2 畝 24 歩が開発された。総水田面積 44 町 8 反 3 畝のうち、総改帳によれば、深田が 18 町 2 反 1 畝 18 歩（一毛作）、池田池水掛りが 16 町 1 反 7 畝（内 5 町 5 反 1 畝程が 2 毛作）、泉掛りが 5 町 3 反 3 畝 18 歩（一毛作）、汲田 4 反（内 3 反が 2 毛作）、その他であり、2 毛作の水田面積は 5 町 8 反 1 畝程で全水田面積の僅かに 13%にすぎない。また、この村は水源に乏しく、畠地が 22 町 4 反 6 畝 10 歩で、全耕地面積の 1/3 余に達している。

主なる農作物は、米、麦、黍、粟、大豆などの穀類、芋、瓜、茄子、大根、牛蒡などの蔬菜類、市皮、木綿、煙草などの加工用作物であるが、特に穀類の生産が多くて穀作地帯といえる。

この地域は河川の流入が少なく、気候に恵まれて古くから塩田が開かれた。加藤嘉明の領地時代にすでに前浜塩田 9 区 20 町が開かれ、さらに享保 9 年に多喜浜古浜 10 町余、享保飢饉の救済工事として、同 18 年に多喜浜東分 16 町、宝暦 9 年に多喜浜西分 13 町余、文化 6 年に北浜 40 町余の塩田が開かれたが、これらは松神子、垣生、郷、阿島の 4 か村の地先である。明治 4 年の松神子村の塩田縫（沼井）数 191、釜屋 9 軒（但垣生村と入組む）で、塩業もまた盛んであった。

当村の戸数は、慶安元年の検地帳によれば、高持だけで 72 戸あり、寛文 6 年には 62 戸、元禄 16 年には 97 戸、享保 18 年には無高を加えて 178 戸、安永 8 年に 206 戸、天保 13 年に 226 戸、人口 1002 人、さらに明治 4 年には戸数 238 戸、人口 1128 人に逐年増加しているが、同年の戸数の内訳は庄屋 1、小走 1、頭百姓 10、本百姓 30、小百姓 53、水呑 140、紺屋 2、鍛冶 1 で小作農家が全農家の 60%に達している。

近世の政治支配は、天正 13 年 8 月に小早川隆景が伊予平定の功により、道後湯月に入部したがその治政 2 年にして筑前に転じ、ついで福島正則、小川祐忠を経て、慶

長 5 年関ヶ原の戦功により藤堂高虎、加藤嘉明が伊予 40 万石を折半して知行した。その後、蒲生忠知を経て、寛政 13 年一柳直盛が西条 6 万 8 千石に就封したが、その長男直重が父の遺領、新居、宇摩、周布 3 郡内 3 万石を継ぎ、三代直興に至って領地を召し上げられ、寛文 10 年（1670）紀州藩主松平頼宣の次男頼純が西条藩で新たに 3 万石を知行し、初めて諸侯に列した。同年 5 月頼純は西条に入り領分を巡視して以来、10 代 200 年にわたって藩主となったが、藩主は江戸常布の家柄で参勤交代を行わず、歴代藩主の入国は併せて僅かに 9 回にすぎなかった。

西条藩は村落統治の下部組織として藩内を 6 組に分ち、各組に夫々大庄屋をおいた。沢津組はその 1 であり、宇高、沢津、郷、松神子、垣生、阿島、黒島、庄内、新須賀（宝永元年天領となる）の 9 か村を管轄し、当初より享保 17 年までは宇高組と称し、大庄屋は高橋氏であった。ついで郷組と改め、多喜浜東分が開発されて多喜浜村が加わった。郷村庄屋藤田市郎左衛門が大庄屋を拝命し、その子次郎左衛門に至って百姓一揆の発生により罷免され、宝暦 5 年沢津村庄屋小野与惣右衛門が大庄屋となり沢津組と称したが退役し、さらに安永 2 年より宇高村庄屋小野七郎右衛門がその跡を継ぎ、子孫世襲して明治維新に至り西条県に属した。その後松神子村は明治 22 年の市町村制の実施により、郷村と合併して神郷村となり、昭和 28 年新居浜市に合併編入された。現在の松神子は新居浜市の中心部から東、およそ 2 km の所にある。

#### 4 文書の伝来

本文書は昭和 53 年に小野祥治氏より当館に寄託されたものである。小野氏は室町時代末期に新居郡沢津村を開拓した草分であり、その系図を次に掲げる。

小野元治－元貫－元直－元房－元良－陳元－元儀－元行－与惣右衛門元真－元睦  
……

4 代元房以後は代々沢津村の庄屋役を勤め、9 代元真は沢津組の大庄屋となった。

松神子村小野家について

沢津村庄屋小野陳元の弟孫兵衛が分家して、貞享 3 年に松神子村の九左衛門新田（寛文 10 年の竿入地）の樋守地（免租地）である「2 間に 6 間の家屋敷を代銀 280 目にて同村十左衛門より買受け居宅を構えて」松神子村の庄屋職を勤めることになった。それから 24 年後の宝永 7 年の春の高潮にあい、屋敷替いたし現在地の松神子村の「田の上」に居住して歴代庄屋職を勤めることとなった。今ここにその系図を掲げる。（ ）内はその庄屋職就任の年を示す。

①孫兵衛（貞享 3 年）－②清左衛門（正徳 4 年）－③半次郎（享保 14 年）－  
└─④門右衛門（宝暦 12 年）  
└─⑤彦之丞（明和 8 年）－⑥和忠次（文化 4 年）－⑦岩之丞（天保 3 年～明治 5 年）  
－竹之丞

以上 7 代 186 年間にわたって庄屋職を勤めたが、その間に庄屋が湯治療養、忌中、失火謹慎などにより、短期間を隣村の庄屋がその職を兼帯したこともある。

初代孫兵衛は一家創立後に高潮により転居した。この後も当地方が海岸の低湿地であるため、しばしば暴風雨の通貨により田畠家屋などが損亡した（風雨損亡改帳）。

2代清左衛門は庄屋在職15年、享保14年藩主廻領の節、金子を拝領した。

3代半次郎は白浜山を開き、享保18年には持高22石余となり、さらに元文2年に多喜浜に3軒前の塩浜を経営し、宝暦初年に質屋を営み、また明和元年には酒醸造業を営み始めた。彼は寛政2年90歳で没した。

4代門右衛門が継いだが、「新屋敷」として分家し、その弟彦之丞に本家を譲った。

5代彦之丞が安永3年に家督を継ぎ、その引渡帳によれば、松神子村、郷村、垣生村、宇高村、新須賀村、船木村、庄内村の持分併せて町数15町5反余、持高114石余であるが、その有畝（実測面積）は20町5反余、宛米（小作米）161石余を所持し、村内第一の大地主であり、藩からの掛屋名儀人となり、寛政4年に苗字帯刀を許された。彦之丞は周胤、妻イシは影香舎と号する俳人で、小林一茶の「寛政7年紀行」によれば、彼はここに一泊している。

6代和忠次は父祖の業を継ぎ、当地方における一大事業家であった。嘉永2年大庄屋格となる。俳号を夏暁と称した。彼の2弟弁十郎、七郎次は夫々分家して「松屋敷」、「西屋敷」と称した。

7代岩之丞は天保3年に17歳で庄屋職を継ぎ、40年間勤めて明治維新に至った。彼は松神子村内において、天保7年には石高158石余を保有していたが、明治12年には収穫石高371石余にして、その町数25町余を所有し、さらに他村における所有地を併すと60町余となり、ここに著しい土地集中の過程を知ることができる。この財力によって、幕末にはしばしば藩主に多額の献金をして、大庄屋格、郷士を仰せ付けられた。さらに明治8年には村方の学校に150円を寄附し、桐御紋付銀盃を受けるなど、新政府の教育事業に協力している。俳号を三千丸と称し、父祖につづいて当地方における教養人として活動した。姉オユウの養子丈平は「住屋敷」に分家し、弟卓次郎は分家して「武屋敷」と称し、共に庄屋代を勤めた。

8代竹之丞（竹廼）は、明治維新後地方自治に尽くし、また愛媛県における貴族院多額納税者議員の互選権を有し、明治29年には地租年額1133円余を納め、県下第7位の多額納税者であった。

## 5 文書の内容

本文書は万治3（1660）年より、明治39（1906）年に至るまでの家継文書であり、その内容は下記の項目に分類して表示する。

項目	時代	近世		近代	
		冊子	一枚物	冊子	一枚物
藩政・県政		59	215	1	
村政・町村政		553	2,361		2
一般		133	816		
財政		386	1,510		2
救恤		34	35		
戸口		1	486		
土地		92	82		
貢租・租税		984	319	3	5
産業		1,082	2,742	35	156
農林・水産		593	262	11	26
土木・治水		84	439	2	26
商工業		152	430	21	89
金融		198	1,371	1	15
交通・通信		55	240		
教育・学問・芸術			42		
宗教・社寺		67	389		
私文書		315	10,801		
文書			10,665		8
記録		315	136		
計		3,153	17,437	39	171

以上集計すると、冊子数 3,192、一枚物 17,608 の夥しい数となる。

本文書は江戸中期以後、特に安永期以後（彦之丞－和忠次－岩之丞）明治維新までのものが最も多く、①松神子村の村治、特に財政、徴租、または庶民生活に関する豊富な史料が良好に保存され、②瀬戸内地方の穀作地帯における豪農の農業経営の展開を示し、③製塩、酒造などを兼業した豪農マニファクチュアの進展を跡づけ、④天保以後の寄生地主の成立の過程を研究するに貴重な史料である。